

# 企業年金ニュース 第46号

平成19年7月

**平成23年度をもって廃止される 適格年金制度** に加入中のみなさん！

制度廃止にむけて、対応に苦慮しているという声がいろいろと聞こえてきます。そこで企業年金ニュースでは19年3月号から数回にわけて、適格年金に関する特集を行っておりますので、今後のご対応の参考にしてください。

## 適格年金の資産移換が可能な制度 ~ 各制度の概要 ~

適格年金の廃止に伴い、適格年金を利用している企業は、2012（平成24）年3月末までに、新しい制度に移行することが求められています。期間内に適格年金の資産を **確定給付企業年金、確定拠出年金、中小企業退職金共済、厚生年金基金** の4つに移行する場合には、適格年金の資産に課税はされません。

45号から、実質選択肢になるであろう ~ の3つの制度に絞って順番にご説明していますので参照してください。



### 確定拠出年金（DC = Defined Contribution）

確定拠出年金の大きな特徴としては、「拠出する額（掛金）が確定している」制度であるということがあげられます。

### 確定拠出年金を導入できる企業

厚生年金適用事業所となっている企業であれば、確定拠出年金（企業型DC）を導入することができます。

（確定拠出年金には、企業が従業員を対象に実施する「企業型」と、自営業者や企業年金制度をもたない企業の従業員個人が任意で加入する「個人型」の2つの制度があります。）



### 企業にとってのメリット・留意点

- (1) 資産運用は加入者個人が行うため、企業は運用のリスクを負いません。
- (2) 掛金等で清算した部分については、退職給付会計上、退職給付債務に計上されません。
- (3) 掛金額に関する複雑な数理計算が不要です。
- (4) 企業の掛金は全額損金算入できます。
- (5) DCの資産を持つ中途入社の人を受け皿となり、中途採用がしやすくなります。
- (6) 自主、自立の精神を高め、人材育成の一環として活用できます。
- (7) 運用が好調な場合も掛金は減少しません。
- (8) 想定利回りを確保するための従業員への投資教育が重要です（2頁『その他』参照）。

### 今月のことば

#### 確定拠出年金制度の『掛金』

企業型確定拠出年金では、事業主が掛金を拠出します（企業型確定拠出年金では、個人が掛金を追加して拠出することができません）。

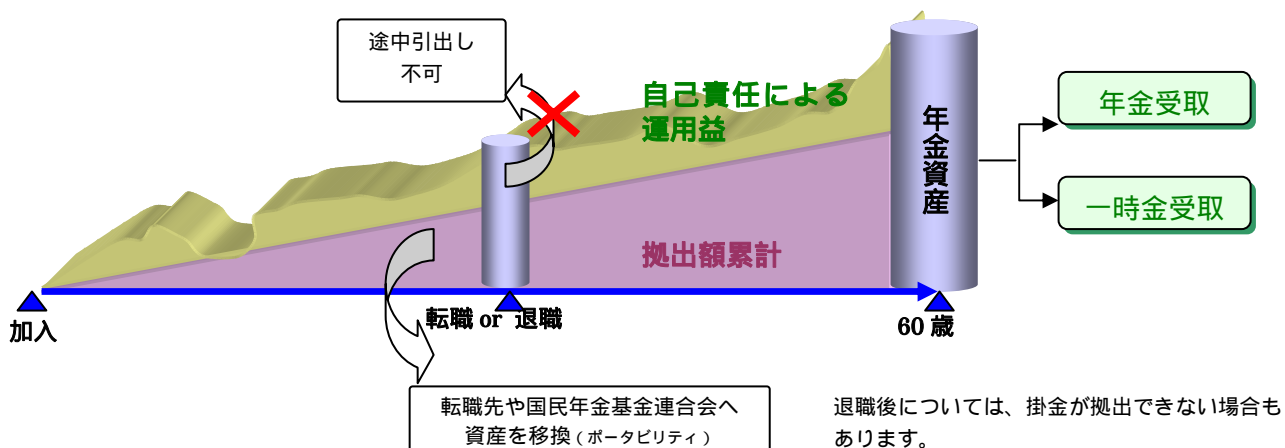
掛金額は、1.「規約で全員一律定額とする」、2.「給与等に一定率を掛ける」、3.「1.と2.の組み合わせ」によって決めます。

## 従業員にとってのメリット・留意点

### 1. 税制上のメリットがあります

- ┌ 拠出時：給与収入とみなされないため、非課税です。
- ├ 運用時：通常の預貯金には20%の税金が課税されますが、非課税です。
- └ 給付時：一時金は『退職所得控除』の対象となり、年金は『公的年金等控除』が適用されます。

2. 老後生活に対する意識改革と行動を支援するツールとして活用できます。
3. 加入者は資産運用商品を選択し、自己責任で運用しなければなりません。
4. 将来の受取額は、個人毎の資産運用の結果に左右されます。
5. 離転職時に年金資産を持ち運びすることができます（ポータビリティ）
6. 原則として、60歳まで引き出しができません。



## その他

DCでは、従業員が個々に資産運用を行うため、企業は従業員への投資教育が義務づけられています。

また、DCは退職金の前払いという側面を持つ制度であり掛金の遡及ができないため、正確な事務処理が要求されます。掛金が一律でない場合にはかなりの事務が発生します。

アイ企業年金基金では、投資教育の企画から運営まで（資産運用に関する講師の派遣、教育ツールの作成および手配、個人が行う事務の説明等）を一貫してサポートします。このようなサポートをすることで、単独で運営する場合に比べて投資教育にかかるコストを低く抑えつつ、充実した投資教育を展開することが可能となります。



**退職金の積立制度についてお困りの際はお気軽にご相談ください。これまで100社を超える企業を訪問し、蓄積したノウハウを、どうぞご活用ください！！**

実家では庭の一角で、家庭菜園を作っています。夏は、トマトやきゅうり、ナスにオクラ...たくさんの種類を少しずつ作っています。そんななか、思いのほか成績がよかったのが、『もも』です。ちょっとよくばってたくさんの実をならせすぎたようで、大きさは小ぶりではありますが、一面に甘〜い香りを漂わせてくれています。見た目もかわいらしく味もよく、本当にいいことなしです。

なめくじや鳥たちとの攻防、草取りや水遣りなど苦勞も多いようですが、日々の成長から収穫まで、家庭菜園は本当に楽しいようです。どうやら、両親の老後の楽しみは決まったようです。(里)



### アイ企業年金基金

〒453-0804 名古屋市中村区黄金通 1-18  
愛鉄連厚生年金基金会館 7階  
TEL・FAX: 052-481-5608  
E-mail: aikikin@mediacat.ne.jp  
窓口開設時間: 平日(祝日を除く)9時~17時

企業年金ニュースのバックナンバーは愛鉄連厚生年金基金のホームページに掲載されています。

【愛鉄連厚生年金基金のホームページアドレス <http://www.aitetsurenkikin.or.jp>】